

新たな品種登録手続と判定制度

令和3年11月

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

①品種登録手続の見直しの背景

1. 改正種苗法の全体像

- 種苗法の一部を改正する法律は令和2年12月2日に成立し、9日に公布された。
- 主な条文の施行日は令和3年4月1日及び令和4年4月1日となっている。

- 1 輸出先国の指定（海外持出制限）
[令和3年4月1日施行]
- 2 国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）
[令和3年4月1日施行]
- 3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う
[令和4年4月1日施行]
- 4 登録品種の表示の義務化
[令和3年4月1日施行]
- 5 審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ
[令和4年4月1日施行]

- 6 育成者権を活用しやすくするための措置
[令和4年4月1日施行]
 - ①特性表の活用
 - ②訂正制度の導入
 - ③判定制度の創設
- 7 職務育成規定の見直し
[令和3年4月1日施行]
- 8 在外出願者の国内代理人の必置義務化
[令和3年4月1日施行]
- 9 指定種苗の販売時の表示の在り方の明確化
[令和3年4月1日施行]
- 10 その他の主な改正事項
 - ・育成者権が譲渡されても、引き続き許諾の効力が有効となるようにする
 - ・裁判官が証拠提出命令を出すか否かの判断をする際に、対象書類を実際に確認できる手続を拡充する

2. 改正前の種苗法における課題

- 現行制度では、侵害品と疑われる品種が発見された場合、侵害立証の主たる方法としては
 - ①品種登録時の植物体を準備する（品種登録時の植物体がない場合は、現時点で存在する植物体が品種登録時から変質していないことを証明する）とともに、
 - ②侵害疑義品種と①の登録品種とを比較栽培することが必要であり、**育成者権者にとって大きな負担**であった。

育成者権の侵害立証の負担が大きいことにより、

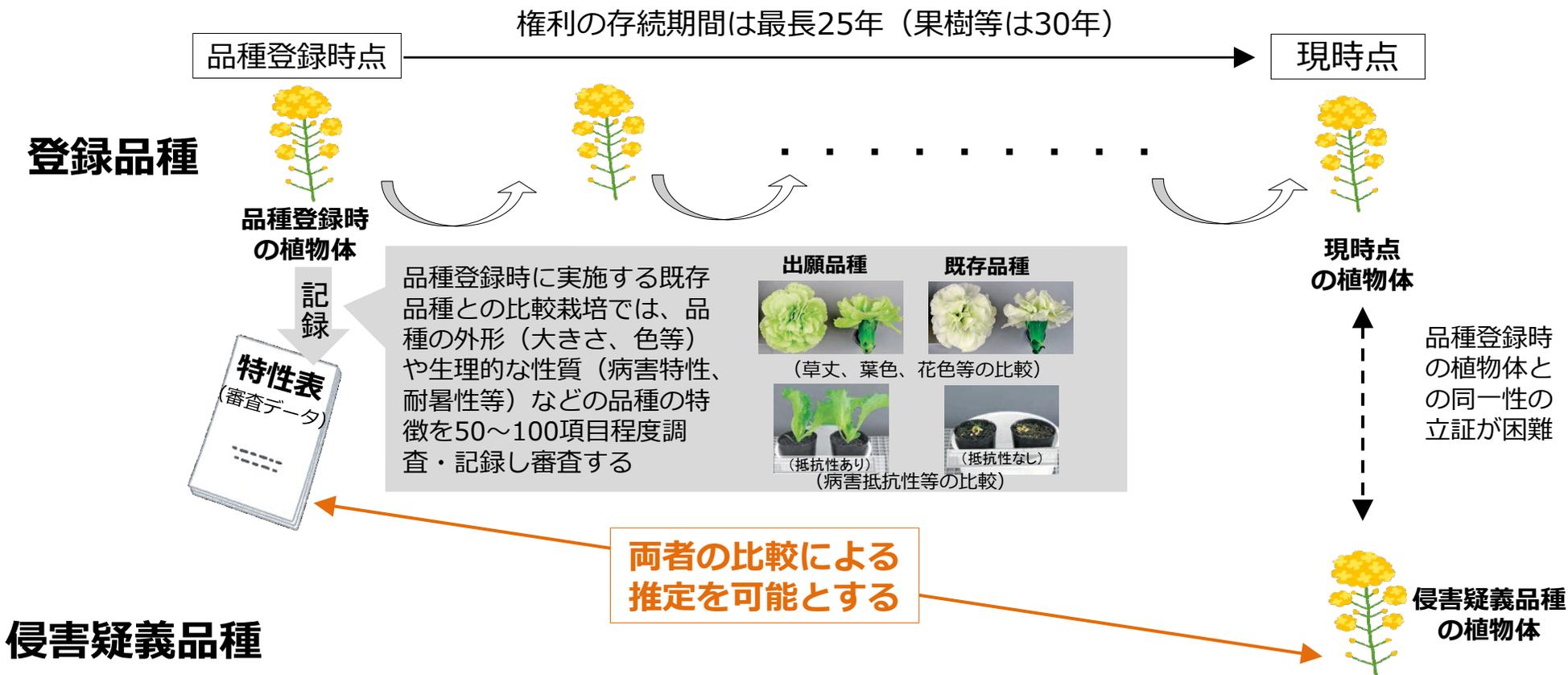
- 育成者権行使の障害となり、訴訟提起などの必要な手段に踏み切れない。
- 裁判において植物体同士の比較が必要とされ、品種登録時の植物体が保存できていなかった結果、育成者権が及ばないと判断された事例も発生。

育成者権の行使を容易にするために、

- ① 品種登録時に作成する「**特性表**」により**品種の区別性を推定**する規定を創設。
- ② 特性表による推定規定を有効に機能させるために、**品種登録出願手続も見直し**を図る。

①特性表による推定規定の創設（R4.4.1施行）

- 侵害立証においては、登録品種の植物体との比較が主な立証方法となるが、この立証は必ずしも容易ではない。
- 改正法では、品種登録時の品種の特性を記録した「**特性表**」（審査特性）と侵害が疑われる種苗を**比較**することにより、育成者権が及ぶ品種であることを**推定**できるとし、**侵害立証の容易化**を図っている。



②品種登録手続の見直し

- 特性表による推定規定を有効に機能させるために、品種の特性が特性表に的確に表現されるよう、品種登録手続も見直しを図る。

品種の特性が特性表に的確に表現されるためには、

- 出願者が出願の時点で出願品種の特性を把握し、申告する必要。
- これまで以上に充実した品種登録審査を行う必要。
- 品種登録に先立ち、出願者が特性表の内容を確認し、必要に応じて再調査を請求できるようにする必要。
- 品種登録後は、登録品種の特性表を誰でも容易に確認できるようにする必要。



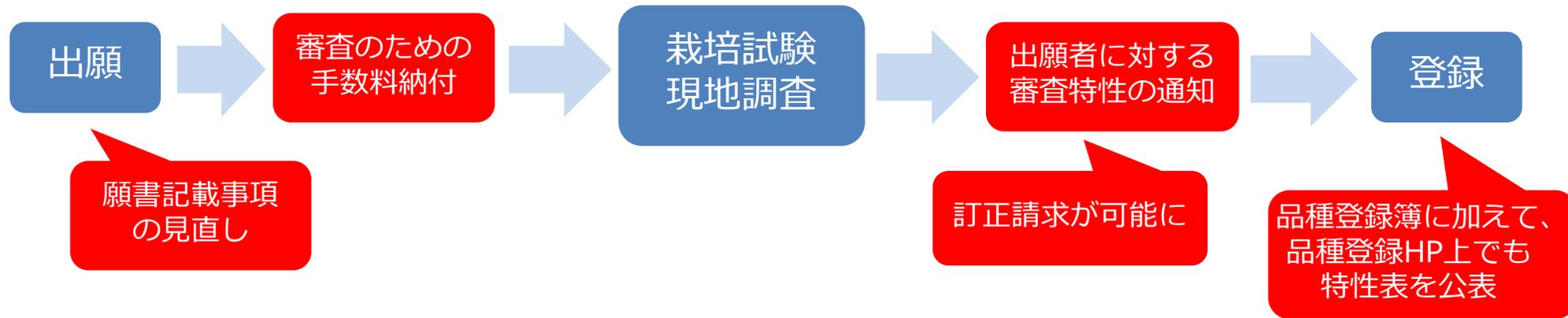
【見直し事項】

- 出願の際、「**出願品種の特性**」の願書への記載を義務付ける。
- 栽培試験又は現地調査を行う場合には**審査手数料**を徴収する。
- 品種登録に先立ち、**特性表の内容を出願者に通知し、特性表の訂正請求の機会**を設ける。
- 品種登録の際には、特性表を品種登録簿に掲載するのに加えて、**品種登録ホームページで公表**する。

⇒審査の充実により、特性表の質の向上のみならず、海外での品種登録における審査結果の活用・品種登録の迅速化も期待される。

②新たな品種登録手続

品種登録手続の主な見直し事項



②-1 出願時の手続

1. 重要な形質とは

1. **重要な形質**は、**品種登録の要件である区別性、均一性、安定性の特性審査に用いられ**、品種登録の適否を判定するための重要な要素である。
2. 重要な形質以外の形質で差異があっても区別性は認められない（ただし、農業資材審議会の意見を聴いて、重要な形質を追加することが可能）。
3. 我が国では、UPOVの指針に基づき、「重要な形質」を具体化したものを「**審査基準**」として使用している。
4. 重要な形質は、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて植物の区分毎に定める。

品種登録の要件

①区別性

品種登録出願前に国内外の公然知られた他の品種と重要な形質に係る特性の全部又は一部により明確に区別できること

②均一性

同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが**重要な形質**に係る特性において十分類似していること

③安定性

繰り返し繁殖させた後においても**重要な形質**に係る特性の全部が変化しないこと

重要な形質に関する要件以外のものとして、④**未譲渡性**（日本国内において出願日から1年遡った日（外国においては、日本での出願日から4年（果樹等の永年性植物は6年）遡った日）より前に出願品種の種苗や収穫物を業として譲渡していないこと）、⑤**名称の適切性**（品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと等）も必要。

2. 審査における重要な形質の取扱いの明確化

- ✓ 改正種苗法により、重要な形質について審査で特定された特性（審査特性）に基づく推定規定が創設される。
- ✓ 一方、審査の際、全ての「重要な形質」について必ず調査することは早期の品種登録を実現するうえでは適切ではなく、出願者に費用面で過度な負担を課すことになる。



重要な形質を①**必ず調査する形質（必須形質）**と②**出願者が求めた場合に限り調査する形質（選択形質）**に区分して、審査する（具体的には、重要な形質を定める告示を改正し、重要な形質の一部を「**選択形質**」に指定。）

重要な形質

必ず調査する重要な形質（必須形質）

- 通常(標準的な実施方法)の栽培試験等で確認できる形態的特性が主
- 植物によっては、別途の試験や分析等を要する特性を含む

出願者が求めた場合にのみ調査する形質（選択形質）

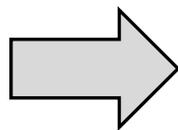
- 病虫害抵抗性等の別途の試験や分析等を要する特性
- 出願者が裏付けとなる資料を提出

※51植物区分の252形質を告示で指定

3. 出願時に記載する特性とその効果

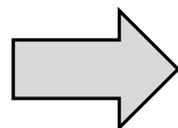
- ✓ 改正前は、出願時に、対照品種の選定に必要な特性、区別性の根拠となる特性のみを願書（説明書）に記載。
- ✓ 品種の特性を申告させた上で審査を行うために、審査において必ず調査する必須形質については、原則**全ての形質**について、特性を願書（説明書）に記載する。
- ✓ **選択形質**については、**出願者が区別性の根拠となると考え、調査を求める形質**についてのみ、特性を願書（説明書）に記載する。
- ✓ 併せて、記載した特性を裏付ける資料（写真、測定データ）の提出が必要。
- ✓ 訂正請求時には、願書（説明書）に記載した特性についてのみ、訂正を求めることができる。

**必ず調査する重要な形質
(必須形質)**



原則**全ての形質**について、
特性を願書（説明書）に記載

**出願者が求めた場合にのみ
調査する形質 (選択形質)**



調査を希望する形質についてのみ、
特性を願書（説明書）に記載

願書(説明書)への
特性の記載



+ 特性の
裏付け資料



出願時に必要な提出資料の変更点

	変更前	変更後（令和4年4月1日以降の出願）
願書	○	○
説明書	○ <ul style="list-style-type: none"> 審査基準で網掛けにされた形質については、全ての形質について特性の記載が必要。 	○ <ul style="list-style-type: none"> 必須形質は、原則全ての形質について特性を記載。 選択形質は、区別性の根拠となると考え調査を求める形質について特性を記載。
特性の裏付け資料	○	○
植物体の写真	○	○
種子・種菌	○ <ul style="list-style-type: none"> 一律に、出願と同時に提出する必要。 	△ <ul style="list-style-type: none"> 審査のために必要な場合のみ資料提出命令により提出を求める。 栽培試験を行うことが確実な品目については、引き続き出願と同時に提出が望ましい。
苗	× <ul style="list-style-type: none"> 審査のために必要な場合のみ資料提出命令により提出を求める。 	× <ul style="list-style-type: none"> 変更なし。

②-2 審査手数料の導入

出願料・登録料の見直しと審査手数料の導入

- ✓ 育成者権の取得・維持には、出願時に**出願料**を納付するとともに、品種登録後に**登録料**の納付が必要。改正法により、**現地調査・栽培試験に係る審査手数料**を導入。
- ✓ 出願後、現地調査・栽培試験の実施前に、**実費を勘案して設定した審査手数料**の納付が必要（納付されない場合、最終的に出願は拒絶される）。
- ✓ **審査手数料は、令和4年4月1日以降の出願**について必要になる（**令和4年3月31日以前の出願**については、**従前と同様の扱い**）。
- ✓ 審査手数料の導入に合わせて、**出願料、登録料を引き下げる。**

		改正前 (令和4年3月31日 以前の出願)	改正後 (令和4年4月1日 以降の出願)
出願料		47,200円	14,000円
審査手数料			栽培試験：93,000円～ 現地調査：45,000円～
登録料	1-3年目	6,000円/年	4,500円/年
	4-6年目	9,000円/年	
	7-9年目	18,000円/年	
	10年目以降	36,000円/年	30,000円/年

※ パブリックコメントを行っている内容であり、変更があり得る。

栽培試験に係る手数料

- ✓ 農研機構種苗管理センターが実施する栽培試験は、特性審査において特性を調査する基本的な方法。
- ✓ 栽培に必要な設備や年数等を勘案して植物の品目ごとに栽培試験手数料を設定。
- ✓ **必須形質**に加えて**選択形質**の調査を出願者が希望する場合は別途手数料が必要。

	対象となる植物	単位	金額(円)	実施主体 (納付先)
必須形質	一般的な出願品種	1回当たり	93,000	農研機構
	果樹、茶、観賞樹(一部を除く) ※詳細は p 16	1回当たり (必要年数により異なる)	279,000~ 465,000	
	きのこ	1回当たり	424,000	
	必須形質に特別な調査を要する形質を含む植物 { トマト・イチゴ・トウガラシ メロン・コムギ等19種類 } ※詳細は p 17	1回当たり	105,000 ~293,000	

選択形質を記載した場合は、上記に加えて1形質あたり以下の金額が必要。



選択形質	一部の植物 (51種類、252形質)	1形質当たり	8,500 ~275,000	農研機構
-------------	-----------------------	--------	-------------------	------

栽培試験に係る手数料（栽培に複数年を要する木本性の植物）

- ✓ 果樹、茶、一部の鑑賞樹のように栽培に時間を要する木本性の種類については、**想定される栽培年数に93,000円**を乗じた額を1回の栽培試験の手数料とする。
- ✓ 一括での納付も可能だが、**1年ごとの納付**も可能。
- ✓ 想定年数よりも短い年数で栽培試験が終了した場合、一括納付の場合には残りの年数分の手数料を返還しないが、1年ごとの納付の場合には残りの年数分の手数料は徴収しない。
- ✓ **1年ごとの納付**を選択した場合、**2年目以降の納付**については納付の期限等を再度通知することを予定。

区分	年数	手数料（円）
カエデ、マタタビ、バンレイシ、パパイヤ、クリ、オレンジ類、香酸カンキツ類、ブタン類、その他カンキツ類、ウンシュウミカン、ハンカチノキ、カキノキ、ビワ、イチジク、キンカン、クルミ、アセロラ、リンゴ、マンゴー、オリーブ、コノテガシワ、カラタチ、サクラ、スモモ（ニホンスモモを除く。）、アンズ、オウトウ（甘果）、ウメ、モモ及びネクタリン、ニホンスモモ、ユスラウメ、カリン、セイヨウナシ、ニホンナシ、ナンキンハゼ、エゴノキ、ブドウ	5年	465,000 (93,000×5)
パインアップル、ヒロケレウス ウンダツス（ドラゴンフルーツ）、クロミノウグイスカグラ（ハスカップ）、クワ、ムサ アクミナタ、パッションフルーツ、キイチゴ類（ラズベリーを除く。）、ラズベリー、マツブサ、ブルーベリー（シャシャンボを除く。)	4年	372,000 (93,000×4)
茶、観賞樹（※）に属する区分（カエデ、フジウツギ、ハンカチノキ、デロスペルマ、ポインセチア、ヘーベ、ランタナ、チリソケイ、コノテガシワ、サクラ、バラ、ナンキンハゼ、エゴノキを除く。） ※アジサイ（ウツギ）を含む。ただし、西洋アジサイのように生育が早いものは、 <u>1年で終了する場合もある。</u>	3年	279,000 (93,000×3)
上記以外の区分	1年	93,000

栽培試験に係る手数料（必須形質に特別調査形質を含む植物）

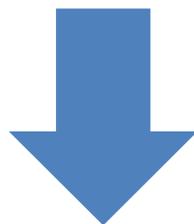
- ✓ **必須形質**に特別な調査が必要な形質（特別調査形質）を含む植物（19種類）については、通常の栽培試験に要する費用（93,000円）に加えて、各形質の調査のための**追加手数料**を加算した額の納付が必要。

作物区分	植物名	手数料の合計（円）	通常の栽培試験に係る手数料（円）	必須形質となる特別調査形質	追加手数料（円）
食用作物	オオムギ	143,000	93,000	まき性	50,000
	コムギ	143,000	93,000	まき性	50,000
	マカロニコムギ	160,000	93,000	原麦粒のフェノール反応による着色 まき性	17,000 50,000
野菜	トマト	273,000	93,000	サツマイモネコブセンチュウ抵抗性	60,000
				萎凋病レース1抵抗性	60,000
				萎凋病レース2抵抗性	60,000
	イチゴ	143,000	93,000	ランナーの数	50,000
	トウガラシ(ピーマン) (観賞用品種を除く)	243,000	93,000	トバモウイルス抵抗性 病原型0（観賞用品種を除く。）	50,000
				トバモウイルス抵抗性 病原型1-2（観賞用品種を除く。）	50,000
				トバモウイルス抵抗性 病原型1-2-3（観賞用品種を除く。）	50,000
	カリフラワー	143,000	93,000	春作の収穫の早晩性	50,000
	タマネギ	174,000 ----- 224,000 (シャロット品種)	93,000	球のキログラム当たりの成長点の数	14,000
				球の乾物率	17,000
				雄性不稔性	50,000
				分球の強弱（シャロット品種に限る。）	50,000
メロン	273,000	93,000	つる割病レース0抵抗性	60,000	
			つる割病レース1抵抗性	60,000	
			つる割病レース2抵抗性	60,000	
ナタネ	143,000	93,000	種子のエルシン酸含有の有無	50,000	
ニンニク	107,000	93,000	ほう芽期	14,000	
ハウレンソウ	143,000	93,000	抽だい期	50,000	
果樹	パインアップル	105,000	93,000	果汁の多少	12,000
飼料作物	エンバク	143,000	93,000	まき性	50,000
	ソルガム	143,000	93,000	日長感応性	50,000
工芸作物	アサ	168,000	93,000	テトラ・ヒドロ・カンピノール酸の多少	75,000
	アジアワタ	193,000	93,000	繊維の長さ（繊維品種に限る。）	100,000
	ケブカワタ	193,000	93,000	繊維の長さ（繊維品種に限る。）	100,000
	ベニバナ	143,000	93,000	油脂含有率	50,000

出願者提出資料による特別調査形質の調査

- ✓ **一部の必須形質**（前頁）及び**全ての選択形質**については、通常の圃場での試験に加えて特別な設備等での試験が必要なため、**特別調査形質**として形質毎に**追加手数料を徴収**。
- ✓ ただし、出願者の負担を考慮して、出願時に提出される特性の裏付け資料が適切なものと認められる場合には、特別調査形質の栽培試験は行わず、提出された資料に基づき審査する。
- ✓ **裏付け資料の適切性の要件**については、現在検討中であり、今後公表予定。

	対象となる植物	単位	追加手数料
一部の必須形質	一部の植物 (19種類、29形質)	1形質当たり	12,500円 ~100,000円
全ての選択形質	一部の植物 (51種類、252形質)	1形質当たり	8,500円 ~275,000円



適切な特性の
裏付け資料



※資料の適切性の要件に
ついては現在検討中

特別調査形質の栽培試験は行わず、
提出された資料に基づき審査

栽培試験に係る手数料の具体例（トマト）

トマトの
新品種を育種



出願

願書

特性を記載



+

特性の
裏付け資料



(通常の場合)

栽培試験に係る手数料：273,000円

※全ての必須形質を栽培試験で確認

通常の栽培試験による
調査が可能な必須形質

特別な調査が必要な必須形質

通常の栽培試験に
係る手数料

93,000円

サツマイモネコブ
センチュウ抵抗性

60,000円

萎凋病
レース1 抵抗性

60,000円

萎凋病
レース2 抵抗性

60,000円

(提出資料の適切性が認められた場合)

栽培試験に係る手数料93,000円

※通常の栽培試験のみ実施

通常の栽培試験による
調査が可能な必須形質

特別な調査が必要な必須形質

通常の栽培試験に
係る手数料

93,000円

サツマイモネコブ
センチュウ抵抗性

60,000円

萎凋病
レース1 抵抗性

60,000円

萎凋病
レース2 抵抗性

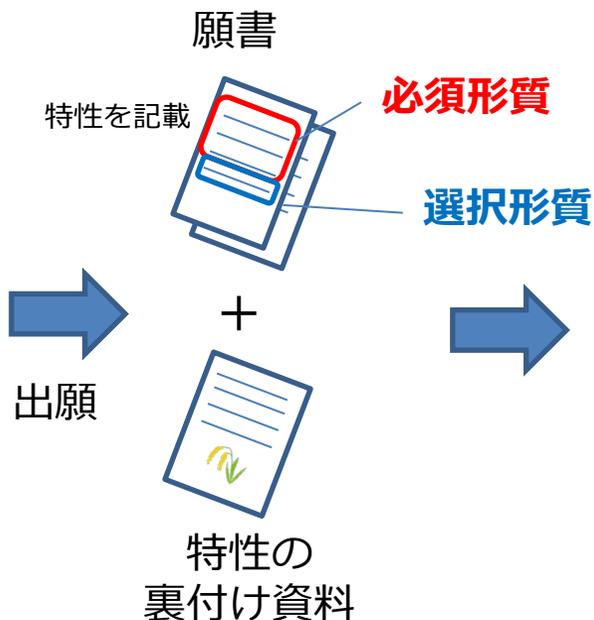
60,000円

提出された資料に基づく審査



栽培試験に係る手数料の具体例（稲）

いもち病耐性
新品種を育種



(通常の場合)

栽培試験に係る手数料：241,000円

※必須形質及び選択形質を栽培試験で確認

必須形質

通常の栽培試験に
係る手数料

93,000円

選択形質

いもち病抵抗性
推定遺伝子型

148,000円

(提出資料の適切性が認められた場合)

栽培試験に係る手数料：93,000円

※通常の栽培試験のみ実施

必須形質

通常の栽培試験に
係る手数料

93,000円

選択形質

いもち病抵抗性
推定遺伝子型

148,000円

提出された資料に基づく審査



現地調査に係る手数料

- ✓ 農研機構における栽培試験の実施が困難で、出願者において栽培が可能と認められる場合（※）には、出願者に出願品種等を栽培してもらい、職員が確認に赴く**現地調査**を実施する（※今後、**現地調査の要件を明確化する予定**）。
- ✓ 現地調査の実施前に、**45,000円**に職員による調査回数（**予め実施計画で決定し、出願者に通知**）を乗じた額を現地調査の手数料として納付する必要（回数は2回程度を想定）。
- ✓ 改正法では、現行の**農水省**の職員に加えて、栽培試験を実施する**農研機構**の職員も現地調査を実施することとなる（※**現地調査の実施主体によって、手数料の納付先が異なるので注意が必要**）。
- ✓ 調査対象に特別調査形質が含まれる場合で、出願者自身での当該特性の調査が困難な場合は、特別調査形質のみ**栽培試験**を行う場合もある（この場合は、**追加手数料**の納付が必要）。

	対象となる植物	単位	金額	実施主体 (納付先)
現地調査	全ての植物	1回当たり	(例) 45,000×2 =90,000 (円)	農水省 / 農研機構

+

※特別調査形質のみ栽培試験を行う場合

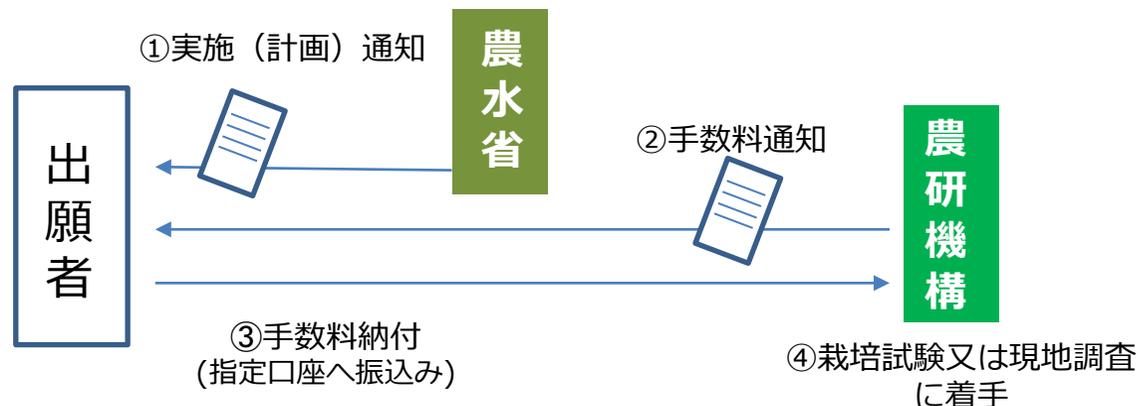
	対象となる植物	単位	追加手数料
一部の 必須形質	一部の植物 (19種類、29形質)	1形質当たり	12,500円 ~100,000円
全ての 選択形質	一部の植物 (51種類、252形質)	1形質当たり	8,500円 ~275,000円

手数料の納付手続（農研機構が栽培試験又は現地調査を行う場合）

- ✓ **令和4年4月1日以降の出願**については、①農水大臣から出願者に現地調査又は栽培試験の実施内容を知らせる**実施（計画）通知**が送付された後、②調査の実施主体である**農研機構**から**手数料通知**が送付される。**農研機構**は、③出願者からの**手数料の納付**を確認したうえで、④**栽培試験・現地調査**に着手する。

（**農研機構**が栽培試験又は現地調査を行う場合の注意事項）

- ✓ **手数料の納付先**は、**調査の実施主体（手数料通知の発送元）である農研機構**。
- ✓ **納付方法**は、**指定口座への振込み**。
- ✓ **納付期限**は基本的に**通知の送付から30日以内**（期限内に納付しない場合、**納付命令**が農水大臣から発出される。それでも納付しない場合は、**出願の拒絶**の手続きに入る）。
- ✓ 果樹など、複数年分の手数料を要する場合は**1年ごとの納付も可能**（2年目以降の納付のタイミングについては、納付の期限等を再度通知することを予定）。
- ✓ 手数料納付後は出願の取下げ等があっても、原則、**手数料は返還されない**。

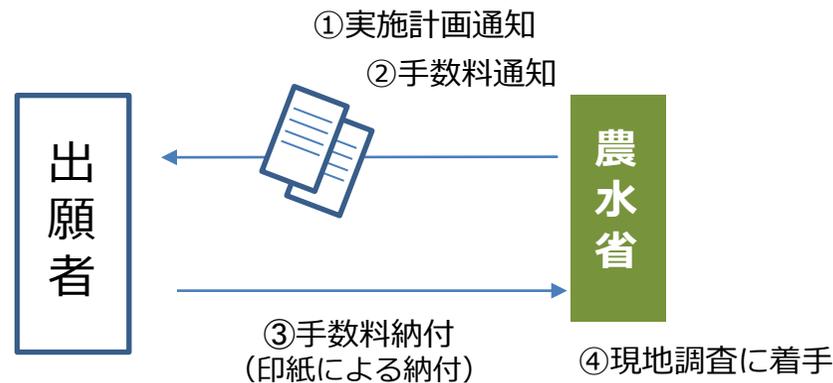


手数料の納付手続（農水省が現地調査を行う場合）

- ✓ **令和4年4月1日以降の出願**については、①農水大臣から出願者に現地調査又は栽培試験の実施内容を知らせる**実施（計画）通知**が送付された後、②調査の実施主体である**農水省**から**手数料通知**が送付される。**農水省**は、③出願者からの**手数料の納付**を確認したうえで、④**現地調査に着手**する。

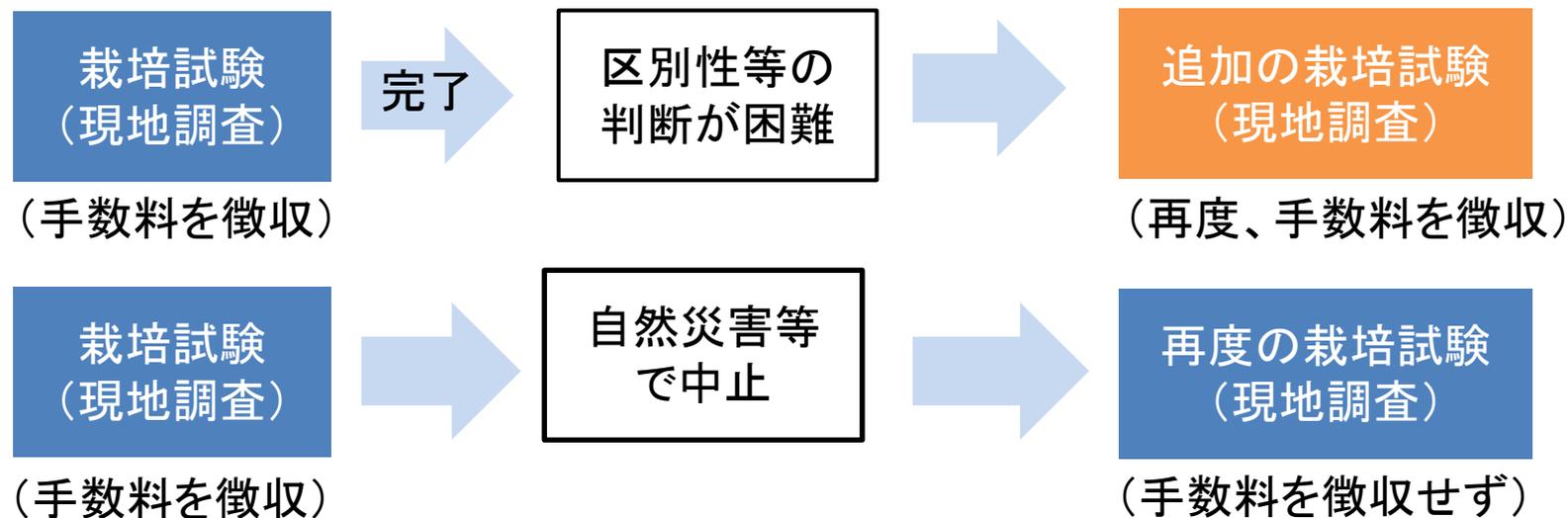
（**農水省**が現地調査を実施する場合の注意事項）

- ✓ **手数料の納付先**は、**調査の実施主体（手数料通知の発送元）である農水省**。
- ✓ **納付方法**は、当面**印紙による納付**を予定。
- ✓ **納付期限**は基本的に**通知の送付から30日以内**（期限内に納付しない場合、**納付命令**が農水大臣から発出される。それでも納付しない場合は、**出願の拒絶**の手続きに入る）。
- ✓ 手数料納付後は出願の取下げ等があっても、原則、**手数料は返還されない**。



追加の栽培試験・現地調査

- ✓ 栽培試験・現地調査を実施したが区別性、均一性、安定性の判断が困難であった場合には、再度、手数料を徴収の上、追加の栽培試験・現地調査を行う（栽培試験を実施した後で、現地調査に変更して再度特性を調査する場合も同様。）
- ✓ 果樹等の木本性の植物について、追加で栽培試験を行う場合には、既に成木していることを踏まえ、追加で支払う費用は**1年分の93,000円**となる。
- ✓ 一方で、栽培試験・現地調査の実施中に、自然災害等、出願者の責めに帰さない理由で試験を中止した場合には、手数料は徴収せずに、栽培試験・現地調査を再度行う。



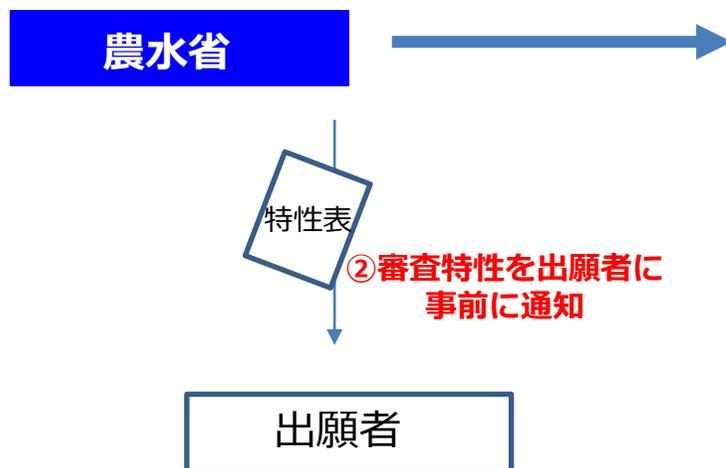
※植物毎の審査基準で2生育周期（2サイクル）とされているものであっても、1回の栽培試験・現地調査で区別性等の判断が可能な場合は、2回目の栽培試験・現地調査は行わない。

②-3 訂正請求の手続

審査特性の公示

- ✓ 改正法により、これまで品種登録時に品種登録ホームページ等で公示していた品種の名称や特性の概要に加えて、「**審査によって特定した特性（審査特性）**」を新たに公示することになる。
- ✓ これにより、**誰でも登録品種の審査特性の内容を容易に確認できるようになる**（既存の登録品種の審査特性についても順次公表予定）。
- ✓ 改正法では、「審査特性」と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の区別性を推定する制度が導入され、審査特性の重要性が増すことから、審査特性の公示に当たっては、**出願者に事前に通知する**。

①審査によって出願品種の特性（**審査特性**）を特定し、登録の要件を満たすと判断。



※ 審査特性の訂正請求をすることも可能（後述）

③品種登録（公示※）

公示事項	
✓ 農林水産植物の種類	
✓ 登録品種の名称	
✓ 登録番号	
✓ 登録年月日	
✓ 特性の概要	
✓ 審査特性	

審査特性	
形質	特性
草丈	やや高
葉の形	卵型
～抵抗性	あり
⋮	⋮

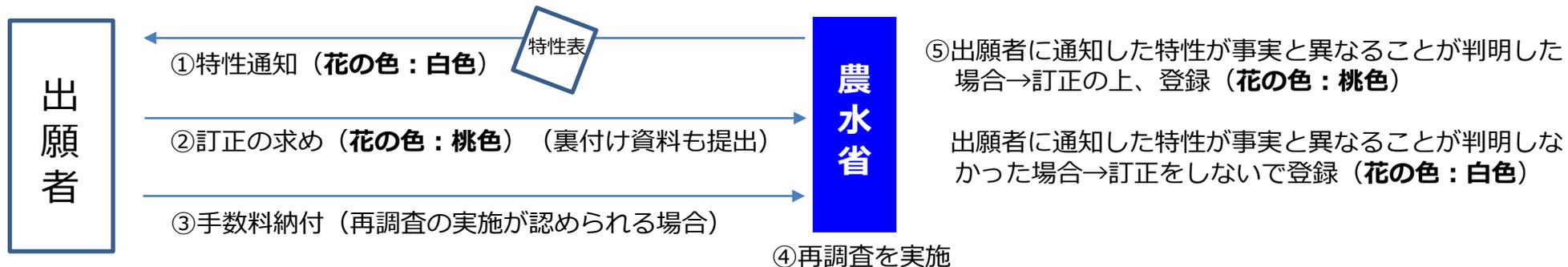
※ 品種登録ホームページ等において公示

訂正請求の手続

- ✓ 令和4年4月1日以降の品種登録については、**品種登録に先立ち**、出願者に対し、登録されることとなる特性表の内容（「**審査特性**」）を**通知する**。
- ✓ **通知後30日間**、出願者は、**審査特性の訂正**を求めることができる。
- ✓ 農林水産省は、**明らかに訂正する理由がないと認められる場合を除き**、**訂正が求められた形質について再調査**（栽培試験等）を実施する。
- ✓ 訂正請求自体には費用が不要だが、**栽培試験又は現地調査に係る手数料**は必要。手数料の額は、訂正を求める形質に応じて、当初の審査の際の手数料と同様の額。手数料を支払わない場合、訂正請求は拒絶される。
- ✓ 再調査の結果、**出願者に通知した特性が事実と異なることが判明した場合**には、訂正する旨出願者に通知され、**特性表を訂正の上、品種登録**される。**事実と異なることが判明しなかった場合**には、訂正が認められない旨とその理由が出願者に通知され、**特性表を訂正せずに品種登録**される。

(注意点)

- ✓ 訂正請求時には、**願書に記載した特性が真実であることを証明する写真やデータの提出**が必要であり、**願書に記載していなかった特性への訂正請求は認められない**。
- ✓ 訂正請求の結果、公知の既存品種との区別性等が認められないことが判明する場合もある。



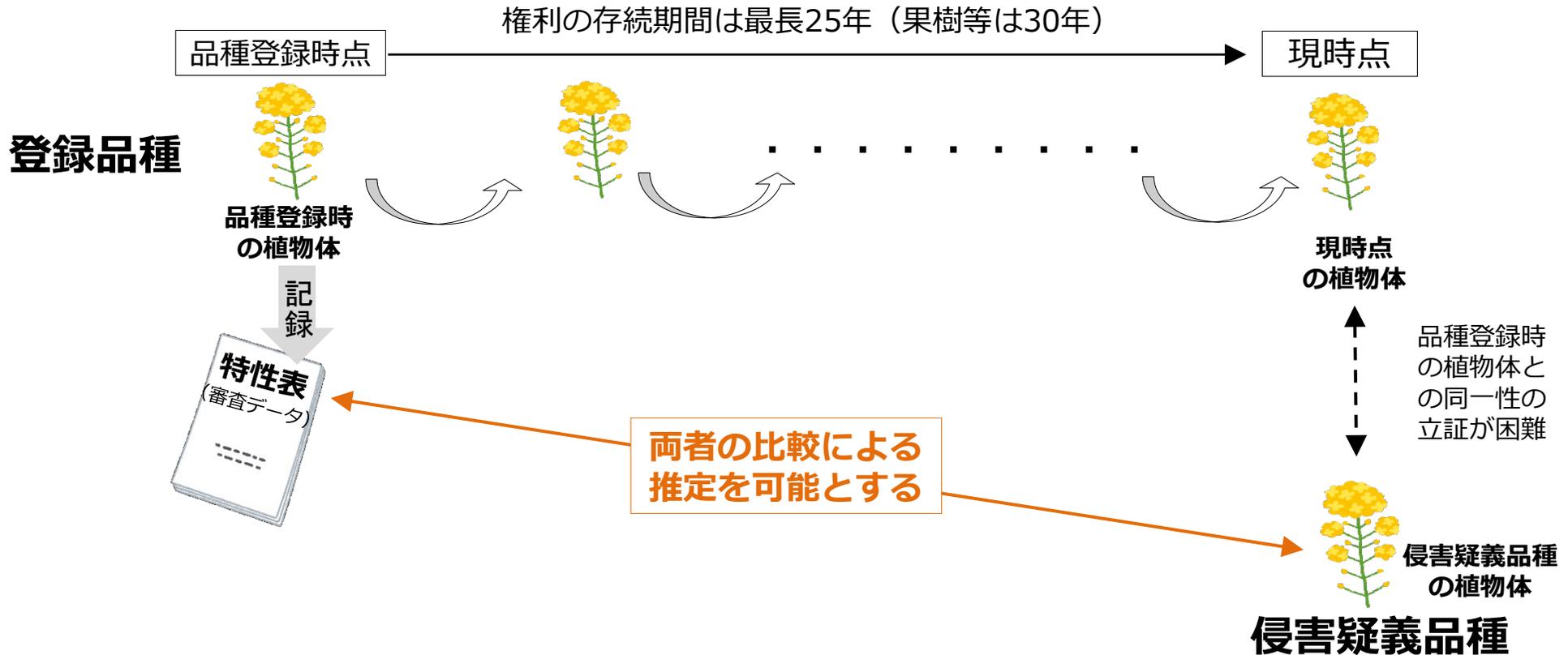
※ 願書に記載していなかった特性への訂正請求はできない。（「花の色：桃色」と願書に記載している必要）

※ 明らかに訂正する理由がないと認められる場合は、再調査を実施しない。（訂正せずに品種登録される）

③判定制度

判定制度導入の背景（特性表による推定規定の創設）

- 侵害立証においては、登録品種の植物体との比較が主な立証方法となるが、この立証は必ずしも容易ではない。
- 改正法では、品種登録時の品種の特性を記録した「**特性表**」（審査特性）と侵害が疑われる種苗を**比較**することにより、育成者権が及ぶ品種であることを**推定**できることとし、**侵害立証の容易化**を図っている。

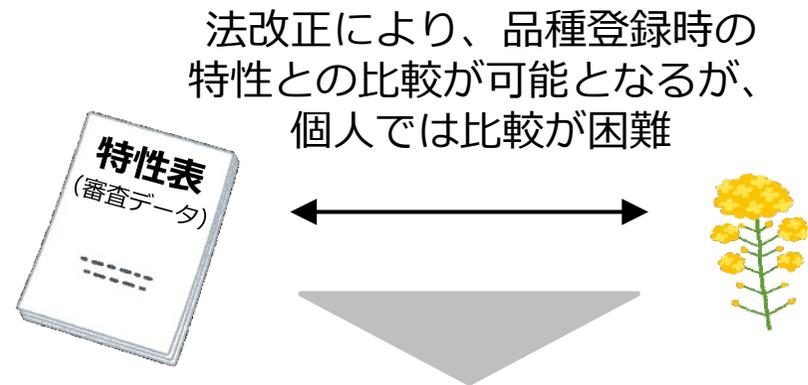


判定制度とは

- 育成者権者等が**特性表**と**侵害疑義品種**を比較することは**困難**な場合もある
- このため、**育成者権者**や**侵害が疑われている者**などが、**農林水産大臣**に対し、この比較を行い判断をすることを求めることができる「**判定制度**」を創設
(判定請求手続に費用は不要だが、栽培試験等に係る実費相当分の費用は必要)
- 判定制度を活用することにより、裁判での重要な証拠となるほか、当事者間での示談交渉や裁判外紛争解決手続(ADR)等での**迅速な紛争解決**にも役立つことが期待される(ただし、判定の結果に法的拘束力はない)

登録品種

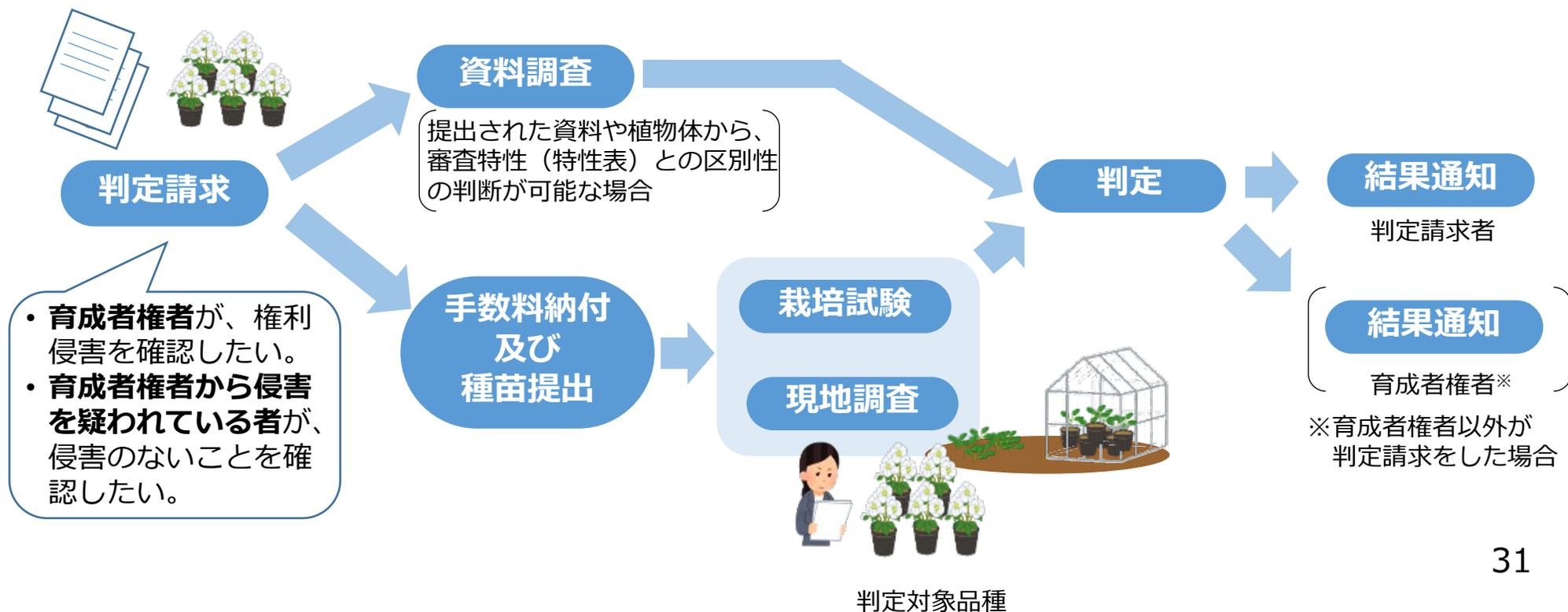
侵害疑義品種



**農林水産大臣が調査をした上で
区別性を判定**

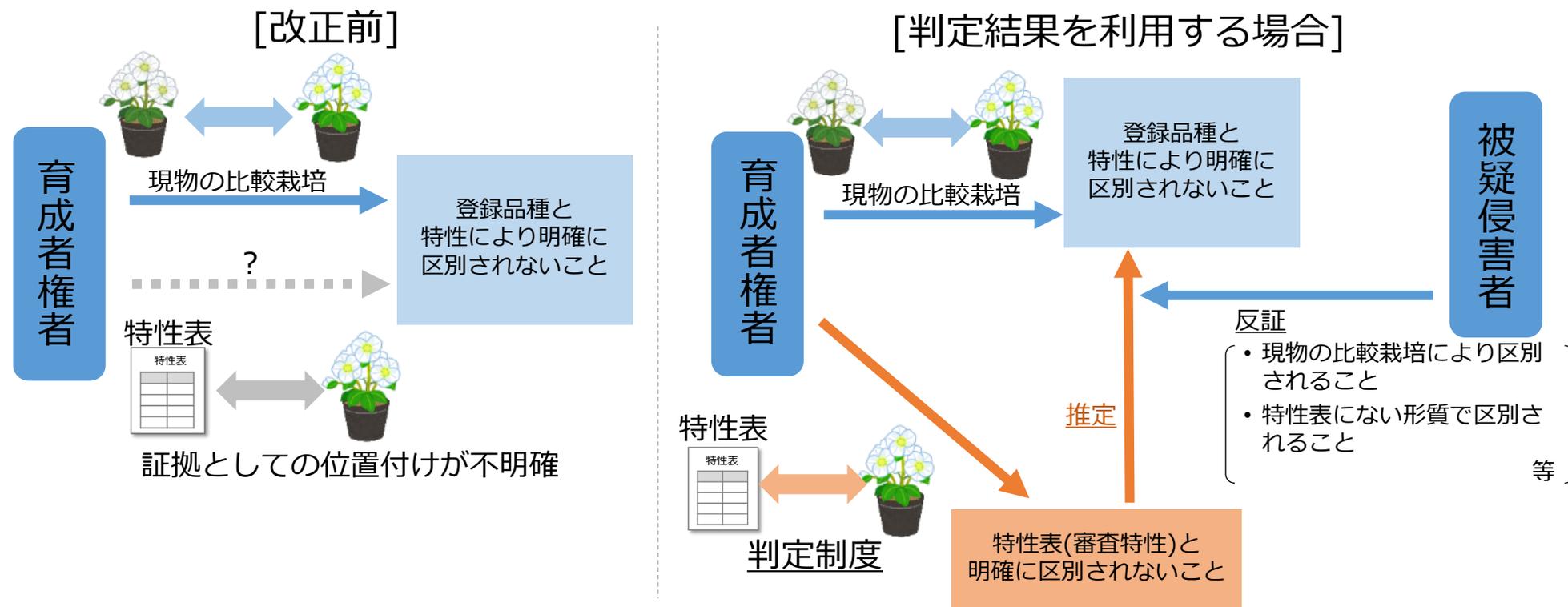
判定の手續

- 判定請求は、登録品種の**利害関係者**のみ請求可能。
- 判定請求書には、登録品種、判定対象品種に関する情報の記載が必要なほか、判定請求者自身が判定対象品種の植物体を用意する必要がある。
- 判定における調査は、**栽培試験**、**現地調査**、**資料調査**に分けられる（調査方法は提出された資料をもとに農林水産省が判断）。
- 特性表に記載された特性のみを調査の対象とするため、**出願時に願書に記載しなかった選択形質**については、判定のための**調査を求めることはできない**（裁判で選択形質に基づく主張をすることは可能）。
- 最終的な**判定の結果**は、**判定請求者及び育成者権者に通知**される。



育成者権侵害立証における判定結果の位置付け

- 判定は裁判での有力な証拠となり得るほか、当事者間での示談交渉等での迅速な紛争解決に役立つことが期待される。
- ただし、判定は法的拘束力があるものではなく、裁判で争うことにより異なる結論が出ることもあり得る。
- 特に、特性表に記載のない形質による区別性を主張して侵害を争う場合（例えば、特性表に記載のない選択形質による区別性を主張して侵害を争う場合や、古い審査基準で作成された特性表であるため記載のない形質による区別性を主張して侵害を争う場合）には、裁判で侵害の成否について争う必要。



- 種苗管理センターによる品種類似性試験は、今後も利用可能。
- 判定は育成者権侵害の立証のための不可欠の手段ではなく、税関に対する輸出入差止申立ての場面などでは、確立されたDNA品種識別技術などの利用が引き続き有用。